

「諏訪地区更生保護関連機関連絡協議会」と 「非行・犯罪相談」事業



長野 諏訪地区保護司会長

宮野 孝樹

更生保護サポートセンターの設置

諏訪地区に更生保護サポートセンター（以下「サポートセンター」といいます。）が設置されたのは平成25年9月です。私たちは、サポートセンターの設置を機に、主に分区単位で行っていた保護司会活動を地区単位に集約して、新たに門出することを考えました。

まず、諏訪地区保護司会の会則を改正して、組織の改編に取り組みました。

その後、更生保護法人全国保護司連盟のホームページに掲載されている「更生保護サポートセンターについて」を参考に、地区保護司会の事業を全面的に見直しました。サポートセンターを地域における更生保護の拠点として活かすには、サポートセンターの機能として記載されている「保護司の行う処遇活動への支援」「地域支援ネットワークの構築」「地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進」「地域への更生保護活動の情報発信」の4つを具体的に事業化することが必要だと考えました。

事業化に当たっては、既に実施している事業と今後取り組む事業に分け、今後取り組む事業は中期計画に入れて、順次事業化していくことにしました。中期計画の軸には、「諏訪地区更生保護関連連絡協議会」の設置と「非行・犯罪相談」事業を位置付けました。

「諏訪地区更生保護関連連絡協議会」設置の目的と組織

私たちが諏訪地区更生保護関連連絡協議会（以下「連絡協議会」といいます。）を立ち上げようとしていた時、犯罪対策閣僚会議で「犯罪に戻らない、戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会へ」が宣言され、「ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である」とされました。

この考え方を正にソーシャルインクルージョンであり、私たちが地域づくりの理念として考えてい



た場合、関連機関と連携して対処することが保護観察対象者の自立に役立つ可能性が高いと考えます。

3つ目は、「関連機関との連携」です。当会では「非行・犯罪相談」事業を計画しており、相談の内容によっては関連機関につないで解決する必要があるもので、早くから関連機関との関係を深めたいと考えました。

連絡協議会は、次の13の機関と団体が構成されています。機関として、保護観察所、福祉事務所、社会福祉協議会、保健福祉事務所（保健所）、警察（地区内の2警察署）、児童相談所、公共職業安定所、家庭裁判所（オプザーバー）、検察庁（オプザーバー）、団体としては、更生保護協力雇用主会、更生保護女性会、それに地区保護司会です。

私たちが関連機関との連携で大切にしていること

たことでした。政府の宣言に合わせて連絡協議会を設立できたことはタイムリーでした。連絡協議会設立の目的は3つです。

1つ目に、政府の宣言に呼応して「再犯防止に取り組む」を挙げました。再犯防止には、地区内にある関連機関が連携、協力することが効果的だと考えたからです。



2つ目は、「保護観察対象者のより良い処遇のため」です。様々な要因から経済的格差が生じ、社会が不安定化する中、保護観察対象者やその家族の抱えている問題が複雑になり、多様化しています。そうしたことを背景にして、保護観察事例の中には自立が極めて難しいケースが出てきています。また、保護司にとっても、1人では対応しきれないケースを担当することがあります。こうし

は、それぞれの関連機関の担当者との人間関係です。関連機関が更生保護にどれほど重要な役割を担っているか、その担当者の更生保護に対する理解が十分に分かったとしたら、その機関との連携は十分にできません。そこで、私たちは、その関連機関の担当者により良い関係を築くため、会議などの出席やアンケートの回答をお願いするときは、それぞれの機関に向いて担当者に直接会い、更生保護や保護司活動、連携の必要性などについて説明することになっています。そうした手間ひまを掛けることで、私たちの誠意や熱意が伝わり、深い理解と協力を得ることができています。

「非行・犯罪相談」事業

私たちの保護司会では、第67回「社会を明るくする運動」に合わせて、平成29年7月から「非行・犯罪相談」事業を開始しました。事業の目的は、安全・安心な地域づくりです。相談日は、毎月最終金曜日の午前中で、相談する場合は、事前に電話での予約をお願いしています。広報については、毎月の市町

村広報紙への掲載や、民生委員児童委員にパンフレットの配布などをお願いしています。また、マスキも積極的に活用しています。

相談には、ベテラン保護司6人が交替で当たっています。相談を受けても、保護司だけでは解決することが難しい場合があります。相談の内容によっては専門機関（関連機関）につなぎ、問題の解決に向けて助言、指導をいただくようにしています。

保護司にできるのは「相談の内容をよく聴いて一緒に考える」ことです。相談者は胸の内を話すことで、自分の感情を落ち着かせて頭の中を整理したり、気持ち（重圧感）を軽くしたりすることができそうです。そうした支援は保護司だからできることと考えています。たとえ相談件数が少なくても、地域に「相談できる場所がある」ということが大事なのです。何か困ったことがあったとき、「あそこに行けば話を聴いてくれる。相談に乗ってくれる…」といった地域住民にとっての『心のよりどころになる』ことに、「非行・犯罪相談」事業の存在価値があると考えています。

連絡協議会の成果と課題

成果としては、連絡協議会を開催するたびに、更生保護や保護司活動、また、我が国の更生保護の課題が再犯防止であると説明しているのので、関連機関の方々の更生保護全般に対する認識が深まっていることです。また、実際に、関連機関につないできめ細かい助言、指導をいただき、処遇に活かしたケースが出てきています。こうした連携は、処遇が困難なケースに極めて有効だと思います。

今後の課題は、地区内の保護司が連絡協議会の存在をもっと認識し、実際に保護観察を担当する際に積極的に活用することです。そして、こうした事業に取り組んでいる保護司会があれば、是非情報交換をしたいと考えています。

最後に、「非行・犯罪相談」事業を立ち上げる際、日本更生保護協会から情報提供いただきましたことを感謝申し上げます。